

所立地、寺島町二八一

労働者 一二名

急加名 九名 同業共同協業立地

東田北條氏

協業立地より付過改善、上念左記噴丸書を提出  
多し、因り二月廿七日迄の登記

要求事項

一 協利権増多の爲め

二 未収証書并償付セテ

申込書似、無条件解除の方申出たが九月廿  
二日付、一二月外協社を登記した後に四月甲解  
決

① 株式会社稲畑染工場 (一三二名)

所立地、大阪市東淀川区本社東通四ノ二

労働者 三〇七名 (内女四五名)

急加名 男一五〇名 女同業古法協業会防敵労働者

東田北條氏

本年一月九日協業本部部長職工三加名森照以て付し

2協内、執部業札ノ理由を公表面会此所立ノ

都合解雇ノ言に協業中心因り争訟中

要求事項

一 三加名森の復職せよ

二 協業を解散せよ